

報道機関各位

北九州市ヤングケアラー相談支援窓口の開設について

ヤングケアラーの早期発見・支援のため、コーディネーターによる相談支援窓口を開設することになりましたので、お知らせいたします。

ヤングケアラーとは、「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども」を言います。

1 「北九州市ヤングケアラー相談支援窓口」の開設

開設日時:令和4年5月17日(火) 10:30から

【受付日時】 火曜～土曜 10:30～18:30

※日曜、月曜(月曜が祝日の場合はその翌日)、祝日、年末年始は休み

【場 所】 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階

TEL:093-482-6577 FAX:093-482-6578

メールアドレス:young_carer@kitafj.or.jp

2 利用方法

電話、メール等にてご相談ください

【利用できる人】 ヤングケアラー本人やその家族、関係機関

【費用】 無料(電話による相談の通話料等は除く)

3 コーディネーターによる支援内容

相談対応(電話、メール、面談等)によるヤングケアラーの心のケア

関係機関との連携支援(公的サービスの利用調整等)

他

ヤングケアラーの相談支援窓口の取材

日時:令和4年5月17日(火)10時30分～12時 場所:ウェルとばた 2階

※取材を希望される方は、取材対応の準備がありますので、事前に子育て支援課へご連絡ください。

【問い合わせ先】

北九州市子ども家庭局子育て支援課

担当: 中原、大和 (582-2410)

きた きゅう しゅう し
北九州市

そ う だ ん し え ん ま ど ぐ ち
ヤングケアラー相談支援窓口

だれかを ^{ささ}支えるあなたを ^{ささ}支えたい

「 ^こ子どもの ^こ子どもらしい ^{せい かつ}生活のために 」

なんでも ^{はな}話してみてもいい

【専用電話】 **093-482-6577**

【専用FAX】 **093-482-6578**

【専用メール】 **young_carer@kitafj.or.jp**

【住 所】 ^{きたきゅうしゅうし}北九州市 ^いウエルと ^{ばた}とばた2階 ^{きたきゅうしゅうし と ばた く し お い ま ち ぼ ん ぐ ち}北九州市戸畑区汐井町1番6号

【相談受付】 ^か火曜日 ^ど～ ^と土曜日 (10:30～18:30)

(日曜日、月曜日、祝日、年末年始はお休み。※月曜日が祝日の場合は、その翌日もお休みです。)

^{さう だ ん む り ょ う}相談無料 (ただし、^{つう わ り ょ う}通話料は ^{で ん わ}電話をかけた方の ^{か た}負担 ^{ふ た ん}になります。)

^{き が る}お気軽に ^{れ ん ら く}ご連絡ください

子どもには「^い生きる権利」「^{けん り}育つ権利」「^{まも}守られる権利」「^{けん り}参加する権利」があります。

● ^{きたきゅうしゅうし}北九州市ホームページ

「ヤングケアラーについて」は [こちら](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11700347.html)

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11700347.html>



● ^{こう せい ちゆう どう し ょ う}厚生労働省ホームページ

ヤングケアラーについて ^{くわ}詳しくは [こちら](https://www.mhlw.go.jp/young-carer/)

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



北九州市ヤングケアラー相談支援窓口は 皆さんを応援します

家族を支えている子どもたち、そのご家族、そんな子どもたちを支援している方々、
よかったらお話ししてみませんか？

- 悩みを相談したい
- 家族の支援が大変
- 使えるサービスがないか知りたい
- ヤングケアラーの対応について知りたい
- とにかく話を聞いてほしい など

対象 北九州市内在住のヤングケアラー(18歳未満)と家族、関係機関

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、
家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



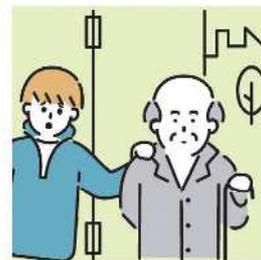
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。